



菊 監 第 15 号
令和7年8月15日

菊川市長 長谷川 寛彦 様

菊川市監査委員 早川 隆弘

菊川市監査委員 織部 ひとみ

令和6年度決算に基づく菊川市財政健全化及び公営企業
会計（3事業会計）経営健全化に係る審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22
条第1項の規定に基づき審査に付された健全化判断比率及び公営企
業会計（3事業会計）の資金不足比率並びにその算定の基礎となる
事項を掲載した書類について審査したので、次のとおり意見を提出
します。

令和6年度決算に基づく菊川市財政健全化及び 公営企業会計（3事業会計）経営健全化審査意見書

第1 審査の概要

この財政健全化審査及び経営健全化審査は、市長から提出された健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を掲載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第2 審査の結果

審査に付された下記、健全化判断比率及び資金不足比率、並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められた。

(1) 菊川市全体（健全化判断比率）

(単位：%)

| 区分 決算 年度 | 公表年度 | (1) 実質赤字 比 率 | (2) 連結実質赤字 比 率 | (3) 実質公債費 比 率 | (4) 将来負担 比 率 |
|----------------|-------|-----------------------|-------------------------|------------------------|-----------------------|
| 令和6年度 | 令和7年度 | — (12.99) | — (17.99) | 8.1 (25.0) | — (350.0) |
| 令和5年度 | 令和6年度 | — (13.02) | — (18.02) | 8.9 (25.0) | — (350.0) |
| 令和4年度 | 令和5年度 | — (13.04) | — (18.04) | 9.3 (25.0) | — (350.0) |

※ (1)実質赤字比率及び(2)連結実質赤字比率は、赤字額がない場合(0%以下)、「—」と記載

※ (3)実質公債費比率は、直近3か年の平均値

※ (4)将来負担比率は、算定がない場合(0%以下)、「—」と記載

※ ()内の数値は、「早期健全化基準」を記載

※ 算式等は、巻末の【参考1】に記載したので参照されたい。

ア 意見

令和6年度決算に基づく健全化判断比率のうち、実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額が生じていないため、「比率なし」となった。また、実質公債費比率は8.1%で、前年度比0.8ポイントの改善となった。将来負担比率は算定されず、早期健全化基準を下回っている。

引き続き、財政の健全化に努められたい。

イ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

(2) 公営企業会計（3事業会計）（資金不足比率）

(単位：%)

| 決算年度 \ 区分 | 公表年度 | 水道事業会計 | 病院事業会計 | 下水道事業会計 |
|-----------|-------|-------------|-------------|-------------|
| 令和6年度 | 令和7年度 | — (20.0) | — (20.0) | — (20.0) |
| 令和5年度 | 令和6年度 | — (20.0) | — (20.0) | — (20.0) |
| 令和4年度 | 令和5年度 | — (20.0) | — (20.0) | — (20.0) |

※ 資金不足比率は、資金不足額を生じていない場合（0%以下）、「—」と記載

※ () 内の数値は、「経営健全化基準」を記載

※ 算式等は、巻末の【参考2】に記載したので参照されたい。

ア 意見

令和6年度における資金不足額は、公営企業会計（3事業会計）において生じていない。

引き続き、経営の健全化に努められたい。

イ 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。

【参考1】 財政健全化判断比率の算出方法

○ 実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率

[計算式]

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 連結実質赤字比率

全会計（一般会計等・特別会計・公営企業会計。以下同じ。）を対象とした連結実質赤字額の標準財政規模に対する比率

[計算式]

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

○ 実質公債費比率

特別会計、公営企業会計への繰出金及び一部事務組合への負担金に含まれる公債費を含めて、一般会計等が負担する公債費の標準財政規模に対する比率の3か年平均

[計算式]

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

[3か年平均]

○ 将来負担比率

全会計における市債残高等、一部事務組合における地方債残高等及び社会福祉法人等の負債額に対して、一般会計等が将来負担すべき額の標準財政規模に対する比率

[計算式]

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込み額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

【参考2】 資金不足比率の算出方法

○ 資金不足比率

公営企業会計を対象とした資金不足額の事業規模に対する比率
経営健全化基準は20.0%とされ、資金不足比率がこれ以上の場合には、経営健全化計画を定めることが義務付けられている。

[算定式]

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

(1) 資金の不足額

- ・不足額（法適用企業） = (流動負債＋建設改良以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産)－解消可能資金不足額
- ・不足額（法非適用企業） = (繰上充用額＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高)－解消可能資金不足額

※ 解消可能資金不足額

事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定額。(以下の①＋②の合計額)

① 次のいずれかの方式で算定した額

- ・累積償還償却差額算定方式
- ・減価償却前利益による耐用年数以内償還可能額算定方式
- ・個別計画策定算定方式（基礎控除額算定方式）

② 資金不足額に算入されている特定の地方債の現在高のうち經常利益のある企業が起こしたもの、総務大臣又は県知事の同意又は許可を得て発行したものの現在高

(2) 事業の規模

- ・規模（法適用企業） = 営業収益の額－受託工事収益の額
- ・規模（法非適用企業） = 営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入の額